
2016. バンニング情報登録（輸出管理番号単位）

業務コード	業務名
VAE	バンニング情報登録（輸出管理番号単位）

1. 業務概要

貨物をバンニングした場合に、バンニングした旨を輸出管理番号等*¹単位に登録する。これにより、輸出管理番号等とコンテナ番号の関連付けが行われる。

バンニング場所がシステム参加保税地域等*²の場合は、本業務により搬出確認も併せて行われる。

また、本業務により搬入先やブッキング船会社へコンテナ情報を通知する。

搬入時に輸出申告または輸出申告搬入後処理を行う旨が登録されている貨物であって、「CY搬入確認登録（CYA）」業務が、本業務より先行している場合は、本業務を契機に輸出申告処理または輸出申告搬入後処理を自動起動する。ただし、搬入時に輸出申告を行う旨が登録されている場合で、事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨が登録されている場合は、搬入時申告の起動は行わず、搬入時申告を行う旨を取り消す。

（* 1）輸出管理番号等とは、輸出管理番号またはB/L番号（仮陸揚貨物）をいう。

（* 2）システム参加保税地域等とは、システム参加保税地域と「他所蔵置許可申請（TYC）」業務または「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務で登録された他所蔵置場所をいう。なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

2. 入力者

通関業、保税蔵置場、輸出入者、NVOCC、海貨業

3. 制限事項

① 1業務で入力可能なコンテナ番号は最大30件とする。

② 1輸出管理番号等に対して登録可能なコンテナ番号は最大200件とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

① システムに登録されている利用者であること。

② バンニング場所がシステム参加保税地域の場合は、当該バンニング場所を管理する利用者であるか、または当該利用者があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業であること。

③ バンニング場所が他所蔵置場所の場合は、TYC業務またはPSH業務で他所蔵置許可申請者として登録された利用者であること。

④ バンニング場所がシステム参加保税地域等以外の場合で、輸出貨物または積戻し貨物の場合は、貨物情報登録者*³、申告（予定）者、またはバンニング予定情報登録者のいずれかの利用者であること。

（* 3）貨物情報登録者とは、「輸出貨物情報登録（ECR）」業務、「積戻し貨物情報登録（RCR）」業務または「システム外搬入確認（輸出許可済）（BIE）」業務で貨物情報を作成した利用者をいう。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）船舶DBチェック

搬入先に船舶コードが入力された場合は、当該船舶コードに係る船舶DBが存在すること。

（4）貨物情報DBチェック

① 入力された輸出管理番号等に係る貨物情報DBが存在すること。

② 輸入貨物でないこと。

- ③バンニング場所がシステム参加保税地域等の場合、当該保税地域に本業務で入力されたバンニング個数分の貨物が蔵置されていること。
- ④入力されたバンニング個数と既に本業務、「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務または「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務（以下、「VAN業務等」という。）が行われている個数の合計が、総個数以下であること。
- ⑤事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑥貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- ⑦訂正保留中でないこと。
- ⑧本船扱い承認申請中またはふ中扱い承認申請中でないこと。
- ⑨保税地域等に搬入される前に輸出申告等が行われた（以下、搬入前申告という。）貨物（搬入後処理未済）、特定輸出申告を行う旨が登録された輸出貨物（以下、「特定輸出貨物」という。）、特定委託輸出申告を行う旨が登録された輸出貨物（以下、「特定委託輸出貨物」という。）及び特定製造貨物輸出申告を行う旨が登録された輸出貨物（以下、「特定製造貨物」という。）以外の場合は、輸出等申告中でないこと。
- ⑩輸出許可内容変更申請の必要な旨が登録されていないこと。
- ⑪数量変更にかかる輸出許可内容変更申請中でないこと。
- ⑫輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。
- ⑬入力された輸出管理番号等に係る貨物が輸出許可済貨物である場合は、入力された積載予定船舶コード及び積出港コード（入力がある場合）と輸出許可された積載予定船舶コード及び積出港コードが同一であること。また、入力された搬入先が船舶コードの場合は、輸出許可された積載予定船舶コードと同一であること。
- ⑭仮陸揚貨物の場合は、保税運送承認済または特定保税運送登録済貨物であること。
- ⑮貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務により仕分親となっていないこと。
- ⑯「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務により仕合親となっていないこと。
- ⑰PSH業務により以下の登録がされていないこと。
- ・ 亡失届受理
 - ・ 滅却承認
 - ・ 現場収容
 - ・ 税関内収容
 - ・ その他の搬出承認
- ⑱貨物手作業移行されていないこと。
- ⑲貨物差止め登録がされていないこと。
- ⑳保税運送承認済の積戻し未通関貨物または仮陸揚貨物の場合は、到着地がシステム参加保税地域であること。
- ㉑入力された搬出日時が、登録されている搬入日時以降であること。
- なお、発送地に対し、複数の搬入情報が登録されている貨物の場合は、以下の搬入日時以降であること。
- ・ 仮陸揚貨物の場合は、登録されている搬入日時の中で最も新しい日時
 - ・ 輸出貨物および積戻し貨物の場合は、登録されている搬入日時の中で最も古い日時

(5) コンテナ情報DBチェック

入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在した場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該コンテナ番号に係るVAN業務等がされていないこと。
- ②CYA業務が本業務より先行している場合は、CYA業務で実入コンテナの旨が登録されていること。
また、当該CYの保税地域コードと入力された搬入先が同一であること。
- ③「船積情報登録（CLR）」業務により船積処理がされていないこと。
- ④輸入コンテナとして登録されている場合は再利用可能なコンテナであること。

(6) バンニング予定情報DBチェック

「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）呼出し（VAE11）」業務を使用してバンニング予定情報DBから必要な情報を呼び出した後、本業務を行う場合は、輸出管理番号等に対するバンニング予定情報DBが存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) バンニング予定情報DB処理

バンニング予定情報DBから必要な情報を呼び出した後、本業務を行う場合は、バンニング情報登録を行った旨をバンニング予定情報DBに登録する。

(3) 貨物情報DB処理

- ①バンニング情報登録を行った旨を登録する。
- ②入力された搬入先を登録する。
- ③バンニング場所がシステム参加保税地域等の場合は、搬出した旨を登録する。
- ④CYA業務が本業務より先行している場合は、CYに搬入した旨を登録する。
- ⑤CYA業務が本業務より先行し、当該コンテナに対して事故税関通知識別コードに税関への通知を要する旨が登録されているとき、当該保税地域における搬入時申告の旨が登録されている場合は、搬入時申告の旨を取り消す。

(4) コンテナ情報DB処理

- ①入力されたコンテナ番号に係るコンテナ情報DBが存在しない場合は、コンテナ情報DBを作成する。
- ②バンニング情報登録を行った旨を登録する。
- ③入力されたコンテナ情報を登録する。
- ④入力された輸出管理番号等を登録する。
- ⑤「CY搬入情報訂正（CYC）」業務によりマニュアル許可済の旨が登録されている場合は、マニュアル許可済の旨を取り消す。

(5) 輸出申告の起動処理

入力されたコンテナ番号に係るCYA業務が本業務より先行している場合で、搬入時申告を行う旨が登録されている場合は、当該コンテナに係る輸出管理番号等の貨物に対して輸出申告処理を自動起動する。なお、貨物が分散蔵置されている場合は、ECR業務で登録されたすべての搬入予定先がシステム参加保税地域等であり、当該搬入予定先に貨物が全量搬入されている場合にのみ、輸出申告処理を自動起動する。

詳細は「輸出申告（EDC）」業務を参照。

(6) 輸出申告搬入後処理の起動処理

入力されたコンテナ番号に係るCYA業務が本業務より先行している場合で、輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨が登録されている場合は、当該コンテナに係る輸出管理番号等の貨物に対して輸出申告搬入後処理を自動起動する。なお、貨物が分散蔵置されている場合は、ECR業務で登録されたすべての搬入予定先がシステム参加保税地域等であり、当該搬入予定先に貨物が全量搬入されている場合にのみ、輸出申告搬入後処理を自動起動する。

詳細は「輸出申告搬入後処理（CEW）」業務を参照。

(7) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(8) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ① 1 輸出管理番号等に対して関連付けられたコンテナ番号の件数が制限値に達した場合。
- ② 本業務の実施日と入力された搬出年月日の差が7日以上の場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
危険貨物等通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力されたコンテナ番号に係るCYA業務が本業務より先行している (2) 輸出管理番号等に係る貨物情報DBに危険貨物等コード（税関要通知）が登録されている	搬入先の保税地域の管轄税関 （保税担当部門）
コンテナ通知情報	入力された搬入先がシステム参加保税地域である場合	搬入先の保税地域
	入力された船会社コードに係る船会社がシステムに参加している場合	ブッキング船会社
他所蔵置搬出通知情報	入力されたバンニング場所が他所蔵置場所である場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
搬入時自動起動取消通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力されたコンテナ番号に係るCYA業務が本業務より先行している (2) コンテナ番号に係るコンテナ情報DBの事故税関通知識別コードに「Z」が登録されている (3) 輸出管理番号等に係る貨物情報DBに搬入時申告の旨が登録されている	搬入時申告登録者
搬出通知情報（輸出管理番号単位）	バンニング場所がシステム参加保税地域で、当該保税地域があらかじめシステムに登録している通関業または海貨業が入力者である場合	バンニング場所の保税地域

7. 特記事項

(1) コンテナ番号確認ダイアログについて

端末パッケージソフト利用者においては、送信時に入力されたコンテナ番号に対してISO6346に規定されたチェックディジットのチェックを行い、チェックに合致しなかった場合は、コンテナ番号確認ダイアログにおいて入力値の確認を促すための機能を設ける。